

住まい購入費助成金

【対象者】「三木へきーまい！」助成金の条件に加え、下記要件をすべて満たすもの。

- 登録物件について売買契約を締結した移住者
- 所有者等の3親等以内の親族でない者
- 申請者及び申請者の属する世帯構成員に町税等の滞納がないこと。
- 購入した登録物件に助成金の交付を受けた日から3年以上定住する意思のある者

【対象経費】

- 登録物件の取得に要した費用とする。

【助成金額】

- 登録物件の取得に要した費用の100分の5とし、30万円を上限とする。ただし、新規いちご就農者が、農地付き空き家を取得する場合は50万円を上限とする。

【申請手続】

売買契約が成立した後に、移住者が当該物件での居住を開始したときに申請すること。

- 申請書（様式第3号）
- 町税等の納税証明書
- 売買契約書の写し
- 誓約書（様式第6号）
- 住民票謄本（移住者に限る。三木町転入後のもの）
- 助成金等請求書（様式15号）
- その他町長が必要と認める書類

お問い合わせ先

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地 三木町役場 地域活性課 ふるさと係

TEL：087-891-3320 / Fax：087-898-1994 Mail：chikikassei@town.miki.lg.jp